

登記簿謄本

- I. 法人登記簿謄本(登記事項証明書)とは
- II. AFF2 で必要な登記簿謄本
- III. 提出前のチェックポイント



I. 法人登記簿謄本(登記事項証明書)とは

□会社の事業目的や本店所在地、資本金等の重要事項が記載された書類で、法務局において登録されたもの。

□銀行の口座開設時や不動産賃貸、企業間での新規取引や業務提携などの際に提出を求められることも多く、謄本を相手方へ提示することで、信用力を持ってスムーズな取引が可能になります。



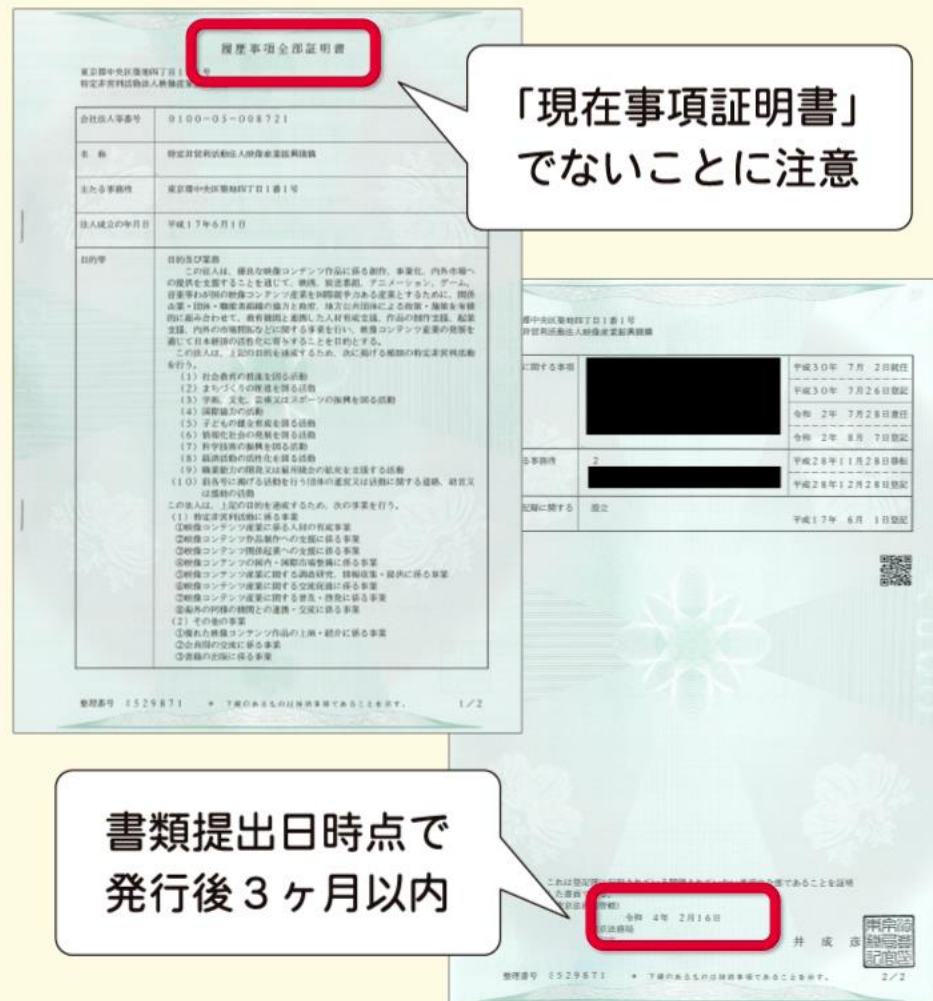
II. AFF2 にて必要な登記簿謄本

必要な登記簿謄本は「履歴事項全部証明書」の全ページ。
「履歴事項全部証明書」以外の登記簿謄本は対象外。

認められないもの

- ① 申請日より 3 か月以上前に発行されているもの
- ② ページ数、法務局印等が切れているもの

申請システムに登録する際は謄本に記載されている通りに。



Ⅲ. 提出前のチェックポイント



提出前の3つの
チェックポイント

① AFF2 の申請者が代表者ではなかった場合は無効。

② 会社住所が登録住所と相違している場合は無効。

③ 謄本には代表者の役職が代表理事とあるのに、申請システムの登録は理事長などの呼称で登録されている。謄本の役職と同様でなければ無効。

必要な登記簿謄本は

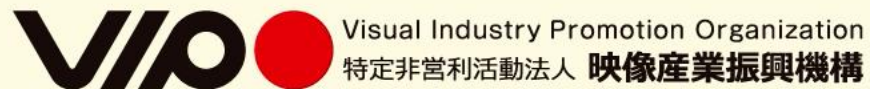
「履歴事項全部証明書」の全ページ

「履歴事項全部証明書」以外の登記簿謄本は対象外





必ず「申請の手引き」「募集要項」を再度ご確認くださいの上
ご申請をお願いします。



TEL : 0120-070-113 (受付時間 : 9:30~17:00 (年末年始は除く))
<https://aff2.bunka.go.jp/contact/>